



労基署便り

令和5年度 No.1

大河原労働基準監督署



◎ 令和5年労働災害発生状況（3月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R4	R5	前年比	R4	R5	前年比
製造業 計	15	4	-11	95	58	-37
食料品製造業	6	3	-3	45	29	-16
機械金属製造業	6	0	-6	24	19	-5
建設業 計	6	5	-1	58 (1)	73 (4)	15(3)
土木工事業	5	4	-1	17	30	13
建築工事業	1	1	0	28 (1)	27 (2)	-1(1)
その他の建設	0	0	0	13	16 (2)	3(2)
運輸交通業 計	3	3	0	88 (1)	83	-5(-1)
陸上貨物運送業	3	1	-2	74 (1)	66	-8(-1)
商業	12	8	-4	120	88 (1)	-32(1)
社会福祉施設	0	7	7	90	108	18
全産業	51	43	-8	688 (3)	620 (5)	-68(2)

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数

※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和5年3月においては、事故の型別の多いものから①転倒 25%、②その他（新型コロナウイルス感染症を含む）21%、③墜落・転落 19%の順。

第14次労働災害防止推進計画について

「第14次労働災害防止計画」及び宮城県内の事業場における労働災害発生状況等を踏まえて、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、宮城労働局では、2023年度を初年度とする当局における労働災害防止に関する5か年計画（第14次労働災害防止推進計画）を策定しました。

（次頁へ掲載）

第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進	⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進 陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進	⑦ 労働者の健康確保対策の推進 メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少 死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画期間：令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日までの5か年

宮城労働局における「第14次労働災害防止推進計画」（抜粋）

【計画の目標】以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指します。

（1）アウトプット指標（行動指標）

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

ア 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ① 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ② 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ③ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ① 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- ② 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ③ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ④ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

オ 労働者の健康確保対策の推進

- ① 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ② 勤務間インターバル制度を導入している（予定を含む）企業の割合を2025年までに30%以上とする。
- ③ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ④ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ⑤ 事業場において必要な産業保健サービス（健診結果に基づく保健指導、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等）を提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ② 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ③ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し、活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(2) アウトカム指標（成果指標）

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出された目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組が、アウトカムにつながっているかどうかを検証する。

ア 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ① 増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を 2027 年までにその増加に歯止めをかける。
- ② 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 34 日以下とする。
- ③ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を、2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷者数を、2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに労働者全体の平均以下とする。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ① 陸上貨物運送事業における死傷者数を、2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。
- ② 建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。
- ③ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を、2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。
- ④ 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。

オ 労働者の健康確保対策の推進

- ① 週所定労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、1 か月の所定外労働時間が 30 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 7%以下とする。
- ② 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。
- ③ 労働者数 50 人以上の事業場における定期健康診断（一般健康診断）の結果について、2027 年までに有所見率を全国平均に近づける。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を、第 13 次労働災害防止計画期間と比較して 5%以上減少させる。
- ② 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率[※]を、第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。[※]当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

(3) 総括指標

- ① 死亡災害は、2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少する。
- ② 死傷災害（休業 4 日以上の労働災害をいう。以下同じ。）は、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数が 2022 年と比較して 2027 年までに減少に転ずる。

宮城労働局メールマガジンの登録はお済ですか？

毎月 1 回の定期発行、臨時発行により、法改正、説明会、助成金などのご案内をしています。

登録いただく内容は、「メールアドレス」と「読者区分」のみです。

詳しくは、以下の宮城労働局ホームページをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140.html>



「1年単位の変形労働時間制に関する協定」の本社一括届

一年単位の変形労働時間制に関する協定届は、事業場単位でそれぞれの所在地を管轄する労働基準監督署に届け出る必要がありますが、次の条件を満たす場合には、36協定届や就業規則届と同様に、本社において各事業場の協定届を一括して本社を管轄する労働基準監督署に届け出ることが可能となりました。

- * 電子申請であること。
- * 以下の項目の記載内容が同一であること
 - ・対象期間及び特定期間（起算日）、・対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日（※）、・対象期間中の1週間の平均労働時間数、・協定の有効期間、・労働時間が最も長い日の労働時間数（満18歳未満の者）、・労働時間が最も長い週の労働時間数（満18歳未満の者）、・対象期間中の総労働日数、・労働時間が48時間を超える週の最長連続週数、・対象期間中の最も長い連続労働日数、・対象期間中の労働時間が48時間を超える週数、・特定期間中の最も長い連続労働日数、・使用者の職名及び氏名、・旧協定の内容
- * 事業場ごとに記載内容が異なる以下の項目については、厚生労働省 HP または e-Gov の申請ページから Excel ファイル「一括届出事業場一覧作成ツール」をダウンロードし、内容を記入して添付すること
 - ・事業の種類・事業の名称・事業の所在地・常時使用する労働者数・所轄労働基準監督署・該当労働者数（満18歳未満の者）・管轄労働局・協定当事者・協定成立年月日

(本社一括 PDF)



(デジタル払い)



賃金のデジタル払いについて

労働基準法では賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。賃金のデジタル払いは、キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、**一部の資金移動業者（厚生労働大臣が指定した資金移動業者のみ）**の口座への賃金支払いも認められることになるというものです。

賃金のデジタル払いを事業所に導入する場合には**事前の労使協定の締結**が必要です。そのうえで、制度を労働者に説明し、**個別の同意**を得た労働者へのデジタル払いをすることができます。

2023年4月以降、資金移動業者の指定申請の受付が始まり、**厚生労働大臣の指定には数か月かかる見込み**ですが、以下の事項についても注意をお願いします。

- ☆ 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。
- ☆ 賃金のデジタル払いは、賃金の支払い・受け取り方法の**選択肢の一つ**です。デジタル払いを導入した事業所においても、すべての労働者の現在の賃金支払い・受け取り方法の変更が**必須となるわけではありません**。
- ☆ 労働者が希望しない場合は、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができます。また、雇用主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。（労働者の個別の同意がないのにデジタル払いとしたり、デジタル払いを強要した場合には、労働基準法違反になり罰則の対象になり得ます。） その他、詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。